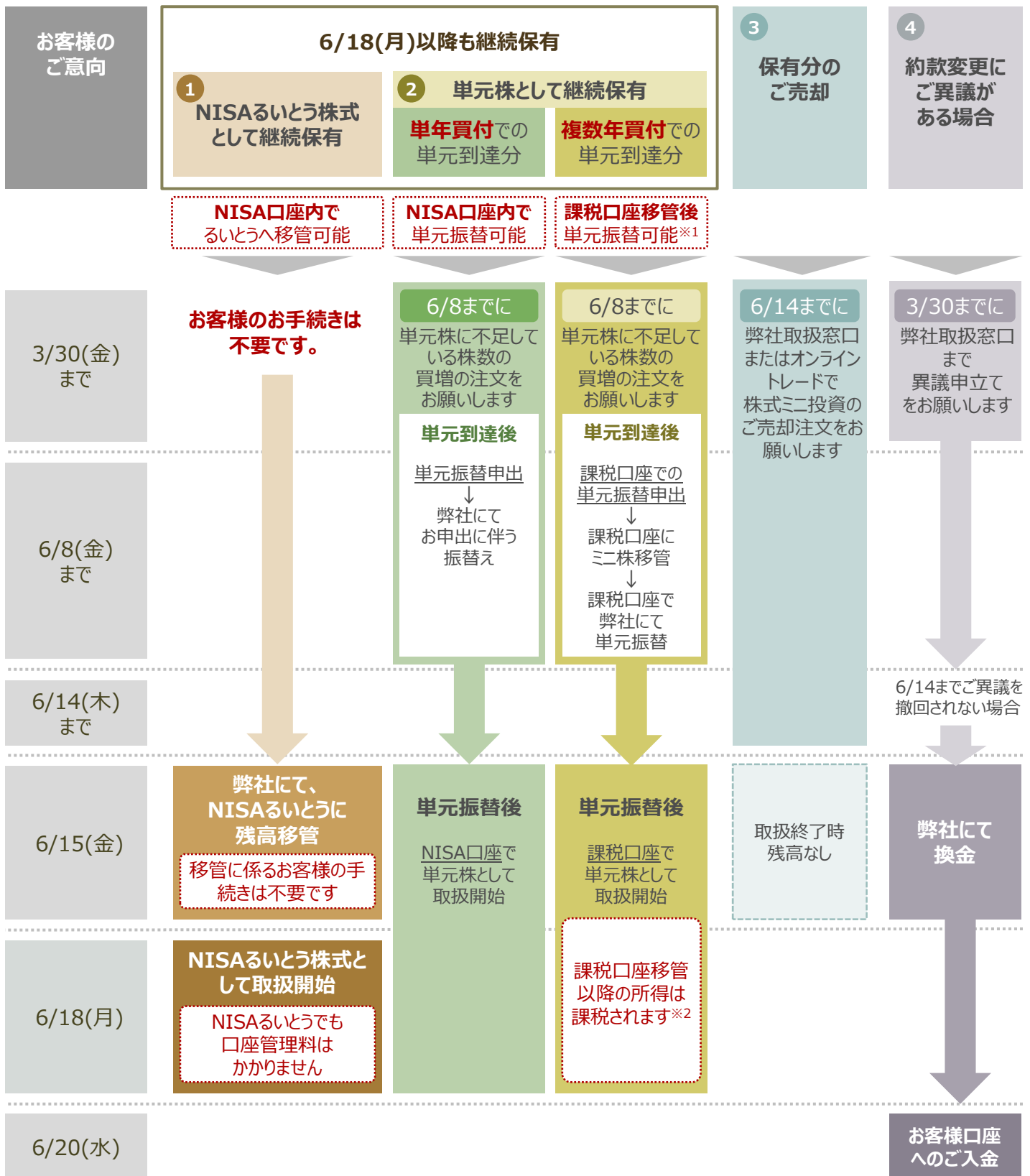


株式ミニ投資のお取扱い終了に伴う残高移管等の概要 【NISA/ジュニアNISA口座】



※1 課税口座へ移管される場合、それ以降の譲渡所得・配当所得は課税されます。

また、課税口座の特定口座に移管される場合、同一年に買付された同一銘柄の株式は、すべて移管する必要があります。

※2 課税口座へ移管後の所得価額は、移管日時価となります。

(注) ミニ株の新規銘柄のお買付けは、4/6(金)注文分までとさせていただきます。